

2026 年 4 月 1 日交付

一般財団法人土屋教育文化財団

2026 年度 奨学生募集要項

1.趣旨・目的

- (1)一般財団法人土屋教育文化財団(以下「この法人」という。)は、重い障害や難病を持つ方の在宅生活を可能にする重度訪問介護の担い手として成長してきた、株式会社土屋を設立の母体とし、誕生いたしました。わたしたちは、すべての人々に、自由と尊厳が守られた、その人らしい豊かな人生があるよう、願ってやみません。社会構造の中で生まれる経済的困難や障害によって夢をあきらめることなく、あなたの可能性を存分に花開かせ、いっしょによりよい未来社会を創造していきましょう。
- (2)奨学金の給付を受けても、特定の会社への入社等の付帯義務を負うものではありません。

2.応募資格

次の(1)、(2)のいずれかに該当、またはその両方を満たしており、(3)～(5)のすべてを満たす者。国籍は問わない。

(1)応募者自身が、次のいずれかの状況に該当する者

- ① 「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下、「難病法」という。)」第5条第1項に規定されている ALS(筋萎縮性側索硬化症)などの指定難病の診断を受けた者
- ② 次のいずれかの手帳等を保有している者のうち、障害等により生活等の援助の必要性が認められる者
- イ)身体障害者手帳
- ロ)療育手帳
- ハ)精神障害者保険福祉手帳
- ③ 交通事故被害者であり、次のいずれかの後遺障害認定をされた者
- イ)自動車損害賠償保障法(以下、「自賠法」という。)施行令別表第1
- ロ)自賠法施行令別表第2

(2)応募者の保護者及び兄弟姉妹が、次のいずれかの状況に該当する者

- ① (1)①と同じ状況に該当する者
- ② (1)②と同じ状況に該当する者
- ③ (1)③と同じ状況に該当する者
- ④ 交通事故で死亡している者

(3)医療・看護・福祉専門学校に在籍する学生

(4)高い志を持ち、品行が正しく、学業が優れ、かつ、将来良識ある社会人としての活躍が期待できる者

(5)障害年金や遺族年金等の非課税所得を除く、世帯年収 600 万円以下である者

3.概要

(1)採 用 人 数 ： 3 名程度

(2)奨学金の種類 ： 本奨学金は原則、返還不要の給付型

(3)給 付 総 額 ： 月額 30,000 円(年額 360,000 円)

(4)給付対象期間 ： 応募時点の学年により、以下のとおり

給付対象期間	応募時点	備考
2026 年 4 月より最大 2 年間	1 年生、2 年生	
	3 年生	3 年課程の場合には、1 年間分のみ
2026 年 4 月より 1 年間	4 年生	

(5)他団体の奨学金との併用は認めています。ただし、他団体側が認めていない場合がありますので、併用を希望する奨学金の実施団体に各自ご確認ください。

4.給付方法等

(1)奨学金は、下記日程でお振込みいたします。

給付対象月	振込日(1年目)	振込日(2年目)
4～6月	9月末日	6月末日
7～9月		9月末日
10～12月	12月末日	12月末日
1～3月	3月末日	3月末日

(2)原則、応募者本人名義の金融機関口座への振込みにより給付します。

保護者名義の口座しかない場合には、別途ご相談させていただきます。

(3)下記に示すようなインターネットバンキングが利用できる(インターネット専業銀行を除く)銀行口座をお持ちでない場合には、この法人が指定する銀行口座を開設いただく可能性がございます。予めご了承ください。

例示:三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行、中国銀行、トマト銀行、おかやま信用金庫 など

(4)振込日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に給付します。

(5)進学前に奨学金が振り込まれることはありません。

5.応募方法と提出書類等

(1)応募方法

- ① 応募者は、各校の奨学金ご担当者様へ(2)の書類一式をご提出ください。
- ② 必要に応じて、記載されていない書類をご依頼する可能性がございます。
- ③ 応募書類は返却いたしません。

(2)提出書類

- ① 願書(様式第1)
- ② 小論文 ※テーマは「応募動機と夢への志」。文字数は1,500～2,000字程度。指定様式なし。
- ③ 成績証明書

応募時点	成績証明書
1年生	● 高校3年生時の成績証明書または調査票
2年生、3年生、4年生	● 直近の成績証明書

④ 保護者の年収を証明する次のいずれかの書類の写し

イ)令和 6 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの所得に基づく「所得証明書」(市区町村役場発行)

ロ)令和7年分の「源泉徴収票」

ハ)年金収入がある場合は「老齢年金決定(改定)通知」や「障害年金通知」

ニ)収入がない場合は「非課税証明書」

ホ)生活保護受給中の場合は「生活保護受給証明書」

⑤ 戸籍謄本(保護者との関係の確認と保護者の死亡日の確認が必要です)

⑥ 次のいずれかの手帳等の写し(指定難病の場合、保護者死亡の場合は不要)

イ)身体障害者手帳

ロ)療育手帳

ハ)精神障害者保険福祉手帳

⑦ 次のいずれかの証明書の写し(⑥の書類を提出する場合、保護者死亡の場合は不要)

イ)特定医療費受給者証

ロ)指定難病登録者証

ハ)医療機関の発行する証明書

⑧ (任意)専門学校からの奨学生推薦書

(3)提出期限

2026 年 5 月 29 日(金)までに在学する学校にご提出願います。

(4)書類提出先

一般財団法人土屋教育文化財団事務局(担当 宮本)

〒700-0822 岡山県岡山市北区表町一丁目 5 番 1 号 10 階 1003 号室

メールアドレス miyamoto.takeru@care-tsuchiya.com

*当財団への書類の提出は、専門学校を通じて行うものとします。学生本人からの直接の問合せ・応募は受け付けておりません。

6.選考

- (1) 一次選考は書類審査、二次選考は面接(オンライン)を行います。
- (2) 面接は選考委員が行います。
- (3) 選考の結果は、8月中旬に各校を通じて応募者に連絡します。

7.奨学生の義務

- (1) 奨学生は、毎年度終了後1ヶ月以内に、学業成績表、在学証明書及び生活状況報告書をこの法人に提出しなければなりません。ただし、卒業に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書を提出しなければなりません。
- (2) 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学(その他処分)、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに報告する必要があります。
- (3) 奨学生は、奨学金給付後もこの法人の定めた書類を期日までに提出する必要があります。
- (4) 成績不良、素行不良等、当財団奨学金給付規程に定める場合には、翌年度以降の奨学金給付を停止又は廃止する場合があります。

8.個人情報保護に関する事項

- (1) 提供された個人情報は、この法人の「個人情報保護方針」に従い適切に管理します。
- (2) 提供された個人情報は、この法人において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他この法人の目的を達成するために必要な範囲内で利用します。
- (3) 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、この法人は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます。
- (4) 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、下記窓口へお問合せください。

一般財団法人土屋教育文化財団(担当 宮本)

miyamoto.takeru@care-tsuchiya.com

以上